

福井県報

号外第40号
平成30年
7月12日(木)
火・金曜日 発行
1月1,800円郵送料共

公安委員会告示

○道路交通法第四条第一項の規定による交通の規制の一部改正(九八・交通規制課)……………

目次

公安委員会告示

福井県公安委員会告示第98号

道路交通法第4条第1項の規定による交通の規制(昭和47年福井県公安委員会告示第17号)の一部を次のように改正する。

ただし、本改正にかかる交通規制の改正および廃止について、当該規制標識等の変更および撤去が完了するまでの間は、改正前の規制内容を引き継ぐものとする。

平成30年7月12日

福井県公安委員会

委員長 有馬 義一

別表第1(1)「通行を禁止する道路の区間」あわら警察署の表中

10 市道	春宮3丁目8番34号先から 春宮3丁目4番12号先まで	午前7時から 午前8時 30分まで	自動車および原 動機付自転車
	春宮3丁目3番23号先から 大溝1丁目16番1号先まで	午前7時から 午前8時 30分まで	自動車および原 動機付自転車
10 市道	春宮3丁目4番24号先から 春宮3丁目4番12号先まで	午前7時から 午前8時 30分まで	自動車および原 動機付自転車
	削除		
48 市道	春宮2丁目7番31号先から 春宮3丁目8番34号先まで	終日	大型貨物自動車、 特定中型貨物自動車および大型特殊 自動車

を
に、
を

48	削除								
----	----	--	--	--	--	--	--	--	--

改める。

別表第1(1)「通行を禁止する道路の区間」 鯖江警察署の表中

49	町道	越前町気比庄第59号12番地先から 越前町気比庄第52号58番地先まで	県道(福井加賀線) 終日	大型貨物自動車、 特定中型貨物自動車および大型特殊自動車
----	----	--	--------------	---------------------------------

に

を

改める。

別表第1(3)「一方通行の道路の区間」 福井警察署の表中

50	市道	順化1丁目18番15号先から 順化1丁目4番先まで	県道(福井加賀線) 終日	車両(軽車両を除く)
----	----	------------------------------	--------------	------------

に

を

52	市道	順化1丁目3番3号先から 順化1丁目14番13号先まで	県道(福井加賀線) 終日	車両(軽車両を除く)
53	市道	順化1丁目20番3号先から 順化1丁目23番9号先まで	県道(殿下福井線) 終日	車両(軽車両を除く)
54	市道	順化1丁目22番11号先から 順化1丁目2番3号先まで	県道(福井加賀線) 終日	車両(軽車両を除く)

に

を

		順化1丁目21番5号先まで							
--	--	---------------	--	--	--	--	--	--	--

改める。

別表第1(3)「一方通行の道路の区間」 あわら警察署の表中

9	市道	温泉3丁目701番地先から 温泉4丁目1018番地先まで	県道(芦原丸岡線) 終日	車両(軽車両を除く)
---	----	---------------------------------	--------------	------------

に

を

改める。

別表第1(4)「指定方向以外の進行を禁止する場所」 福井警察署の表中

329	市道	順化1丁目15番16号先交差点	市道を東進して市道 市道を西進して市道 市道を東進して市道 市道を西進して市道	終日	車両(軽車両を除く)
-----	----	-----------------	--	----	------------

に

を

330	市道	順化1丁目15番6号先交差点	市道を東進して市道 市道を西進して市道 市道を東進して市道 市道を西進して市道	終日	車両(軽車両を除く)
331	市道	順化1丁目5番6号先交差点	市道を西進して市道 市道を東進して市道	終日	車両(軽車両を除く)
329		削除			
330		削除			
331		削除			

に

を

334	市道	順化1丁目3番9号先交差点	市道を東進して市道 市道を西進して市道 市道を西進して市道 市道を東進して市道	終日	車両(軽車両を除く)
334		削除			

に

を

336	市道	順化1丁目9番12号 先交差点	市道を東進して市道 へ右折する場合 市道を西進して市道 へ左折する場合	終日	車両(軽車 両を除く)
337	市道	順化1丁目4番14号 先交差点	市道を東進して市道 へ右折する場合 市道を西進して市道 へ左折する場合	終日	車両(軽車 両を除く)
338	市道	順化1丁目20番10号 先交差点	市道を西進して市道 へ左折する場合	終日	車両(軽車 両を除く)
339	市道	順化1丁目23番9号 先交差点	市道を東進して市道 へ左折する場合 市道を西進して市道 へ左折する場合	終日	車両(軽車 両を除く)
336	削除				
337	削除				
338	削除				
339	削除				
342	市道	順化1丁目12番10号 先交差点	市道を西進して市道 へ右折する場合	終日	車両(軽車 両を除く)
343	市道	順化1丁目10番13号 先交差点	市道を東進して市道 へ左折する場合 市道を西進して市道 へ右折する場合	終日	車両(軽車 両を除く)
344	市道	順化1丁目2番14号 先交差点	市道を東進して市道 へ左折する場合 市道を西進して市道 へ直進し、または市道 へ右折する場合	終日	車両(自転 車を除く) 大型自動車 、特定中型 自動車およ び大型特殊 自動車(バ イクロバス を除く)

を

に、

を

342	削除				
343	削除				
344	市道	順化1丁目2番14号 先交差点	市道を西進して市道 へ直進し、または市道 へ右折する場合	終日	大型自動車 、特定中型 自動車およ び大型特殊 自動車(バ イクロバス を除く)
379	市道	順化1丁目5番10号 先交差点	市道を東進して市道 へ左折する場合 市道を西進して市道 へ右折する場合	終日	車両(軽車 両を除く)
379	削除				
798	市道	順化1丁目5番18号 先交差点	市道を北進して市道 へ左折し、または市道 へ右折する場合 市道を東進して市道 へ右折する場合 市道を西進して市道 へ左折する場合	終日	大型自動車 、特定中型 自動車およ び大型特殊 自動車(バ イクロバス を除く) 車両(自転 車を除く)
798	市道	順化1丁目5番18号 先交差点	市道を北進して市道 へ左折し、または市道 へ右折する場合	終日	大型自動車 、特定中型 自動車およ び大型特殊 自動車(バ イクロバス を除く)

に、

を

に、

を

に

改め、同表に次のように加える。

840 市道	順化1丁目3番3号先 交差点	市道を南進して県道 へ右折する場合	終日	車両 大型貨物 自動車、 特定中型 貨物自動車 および 大型特殊 自動車
--------	-------------------	----------------------	----	---

別表第1(4)「指定方向以外の進行を禁止する場所」 あわら警察署の表中

60 市道	春宮3丁目8番34号 先交差点	市道を南進して市道 へ右折し、または左 折する場合	終日	大型貨物 自動車、 特定中型 貨物自動車 および 大型特殊 自動車
		市道を北進して市道 へ右折し、または左 折する場合	午前7時から 午前8時 30分まで	自動車お よび原動 機付自転 車
62 市道	春宮3丁目4番12号 先交差点	市道を南進して市道 へ右折し、または左 折する場合	午前7時から 午前8時 30分まで	自動車お よび原動 機付自転 車
		市道を北進して市道 へ右折し、または左 折する場合	午前7時から 午前8時 30分まで	自動車お よび原動 機付自転 車

60 市道	削除	県道を東進して市道 へ右折し、または左 折する場合	午前7時から 午前8時 30分まで	自動車お よび原動 機付自転 車
-------	----	---------------------------------	-------------------------	---------------------------

62 市道	大溝1丁目15番18 号先交差点	市道を東進して市道 へ左折する場合	午前7時から 午前8時 30分まで	自動車お よび原動 機付自転 車
		市道を西進して市道 へ右折する場合	午前7時から 午前8時 30分まで	自動車お よび原動 機付自転 車

62 市道	削除	県道を東進して市道 へ右折し、または左 折する場合	午前7時から 午前8時 30分まで	自動車お よび原動 機付自転 車
-------	----	---------------------------------	-------------------------	---------------------------

改める。
別表第14「一時停止場所」 福井警察署の表中

292 市道	順化1丁目18番3号先交差点に北側から入ろうとするとき。
--------	------------------------------

293 市道	順化1丁目8番13号先交差点に北側から入ろうとするとき。
--------	------------------------------

294 市道	順化1丁目7番1号先交差点に北側から入ろうとするとき。
--------	-----------------------------

292 市道	順化1丁目18番3号先交差点に南側および北側から入ろうとするとき。
--------	-----------------------------------

293 市道	順化1丁目8番12号先交差点に南側および北側から入ろうとするとき。
--------	-----------------------------------

294 市道	順化1丁目5番10号先交差点に南側および北側から入ろうとするとき。
--------	-----------------------------------

299 市道	順化1丁目14番13号先交差点に南側から入ろうとするとき。
--------	-------------------------------

299 市道	順化1丁目14番13号先交差点に南側および北側から入ろうとするとき。
--------	------------------------------------

301 市道	順化1丁目5番18号先交差点に南側から入ろうとするとき。
--------	------------------------------

301 市道	順化1丁目5番18号先交差点に南側および北側から入ろうとするとき。
--------	-----------------------------------

304 市道	順化1丁目21番5号先交差点に北側から入ろうとするとき。
--------	------------------------------

304 市道	順化1丁目21番5号先交差点に南側および北側から入ろうとするとき。
--------	-----------------------------------

306 市道	順化1丁目12番7号先交差点に北側から入ろうとするとき。
--------	------------------------------

307 市道	順化1丁目10番6号先交差点に北側から入ろうとするとき。
--------	------------------------------

306 市道	順化1丁目12番6号先交差点に南側および北側から入ろうとするとき。
--------	-----------------------------------

307 市道	順化1丁目10番5号先交差点に南側および北側から入ろうとするとき。
--------	-----------------------------------

改め、同表に次のように加える。

1941 市道	順化1丁目17番5号先交差点に東側および西側から入ろうとするとき。
---------	-----------------------------------

1942 市道	順化1丁目9番12号先交差点に南側および北側から入ろうとするとき。
---------	-----------------------------------

1943 市道 順化1丁目17番20号先交差点に南側から入ろうとするとき。

1944 市道 順化1丁目3番3号先交差点に北側から入ろうとするとき。

1945 市道 大手3丁目3番1号北東角先交差点に南側および北側から入ろうとするとき。
 城東4丁目3番10号先交差点に南側および北側から入ろうとするとき。

別表第14 「一時停止場所」 大野警察署の表中

314 市道 亀山133号1番地東方約40メートル先交差点に北側から入ろうとするとき。

314 一般国道476号 亀山133号1番地東方約40メートル先交差点に西側から入ろうとするとき。

改め、同表に次のように加える。

491 一般国道476号 亀山2322号2番地先交差点に西側から入ろうとするとき。

別表第14 「一時停止場所」 越前警察署の表に次のように加える。

930 県道(武生米勝蓮花町第62号8番地1先交差点に南側から入ろうとするとき。
 ノ線)

別表第16 (2) 「駐車禁止場所(指定する区間が¹の警察署管轄区域内のみ)」 鯖江警察署の表中

90 町道	越前町西田中第8号19番地先から越前町西田中第8号35番地先まで	終日	車両	約	100
-------	----------------------------------	----	----	---	-----

90 削 除

改める。

別表第21 「信号機設置場所」 福井警察署の表中

144 市道	大手3丁目3番1号先	市役所前
--------	------------	------

144 削 除

256 市道	順化1丁目9番12号先	順化1丁目南
--------	-------------	--------

256 削 除

279 市道 順化1丁目16番12号先

279 削 除

改める。

別表第22 「横断歩道設置場所」 福井警察署の表中

97 市道	大手3丁目3番1号先(市役所前)	交差点	4
-------	------------------	-----	---

97 市道	大手3丁目3番1号北東角先(市役所前)	交差点	3
-------	---------------------	-----	---

改め、同表に次のように加える。

926 市道	舟橋新1丁目1302番地先(舟橋新北)	交差点	1
--------	---------------------	-----	---

別表第22 「横断歩道設置場所」 福井南警察署の表中

549 一般国道305号	養町16号2番地1先(鷹巣公民館前)	単路	1
--------------	--------------------	----	---

549 削 除

改める。

別表第22 「横断歩道設置場所」 大野警察署の表中

188 一般国道158号	犬山第7号2番地4先(犬山)	交差点	3
--------------	----------------	-----	---

168 一般国道158号	犬山第7号2番地4先(犬山)	交差点	4
--------------	----------------	-----	---

263 一般国道476号	亀山2322号2番地先(戎山橋東詰)	交差点	2
--------------	--------------------	-----	---

改め、同表に次のように加える。

別表第22 「横断歩道設置場所」 坂井西警察署の表に次のように加える。

191 市道	三国町安島1丁目410番地先(安島1丁目)	交差点	1
--------	-----------------------	-----	---

192 市道	三国町安島第36号72番地西方約100メートル先(海浜自然公園西側)	交差点	1
--------	------------------------------------	-----	---

別表第22 「横断歩道設置場所」 鯖江警察署の表中			
389 町道	越前町気比庄第58号52番地先 (朝日東中学校前)	交差点	2
389 町道	越前町気比庄第58号44番地先 (朝日中学校北西)	交差点	4

改める。

別表第22 「横断歩道設置場所」 越前警察署の表に次のように加える。

638 県道 (福井朝日武生線)	本保町第19号4番地の1先 (吉野公民館北)	交差点	2
市道			

別表第23 (1) 「進行方向別通行区分を指定する場所」 福井警察署の表中

2 一般国道8号	丸山1丁目103番地先 (丸山)	南側および北側から入ろうとするとき、標示の区分に従い通行すること。	車両
県道 (福井停車場米松線)		西側から入ろうとするとき、標示の区分に従い通行すること。	

を

2 一般国道8号	丸山1丁目103番地先 (丸山)	南側および北側から入ろうとするとき、標示の区分に従い通行すること。	車両
県道 (福井停車場米松線)		西側から入ろうとするとき、標示の区分に従い通行すること。	
市道		東側から入ろうとするとき、標示の区分に従い通行すること。	

改める。

別表第23 (1) 「進行方向別通行区分を指定する場所」 福井南警察署の表中

を

18 一般国道8号	末広町第15号13番地の1先 (末広第2)	北東側および南西側から入ろうとするとき、標示の区分に従い通行すること。	車両
県道 (鯖江浅水線)		南東側から入ろうとするとき、標示の区分に従い通行すること。	
18 一般国道8号	末広町第8号5番地先 (末広第2)	北東側および南西側から入ろうとするとき、標示の区分に従い通行すること。	車両
県道 (鯖江浅水線)		北西側および南東側から入ろうとするとき、標示の区分に従い通行すること。	

を

改め、同表に次のように加える。

104 その他の道路 (運動公園外周道路)	若杉3丁目908番地先 (運動公園正面入口)	西側から入ろうとするとき、標示の区分に従い通行すること。	車両
-----------------------	------------------------	------------------------------	----

別表第23 (1) 「進行方向別通行区分を指定する場所」 大野警察署の表中

2 一般国道158号 (イパス)	犬山第7号2番地4先 (犬山)	西側から入ろうとするとき、標示の区分に従い通行すること。	車両
------------------	-----------------	------------------------------	----

を

2 一般国道158号 (イパス)	犬山第7号2番地4先 (犬山)	西側から入ろうとするとき、標示の区分に従い通行すること。	車両
一般国道158号		南側および北側から入ろうとするとき、標示の区分に従い通行すること。	

を

一般国道476号	従い通行すること。 東側から入ろうとするとき、標示の区分に従い通行すること。
----------	---

改め、同表に次のように加える。

35 一般国道476号	亀山232号2番地先 (伎山橋東詰)	西側から入ろうとするとき、標示の区分に従い通行すること。	車両
-------------	-----------------------	------------------------------	----

別表第23(1)「進行方向別通行区分を指定する場所」 鯖江警察署の表中

32 一般国道8号	柳町3丁目5番32号先 (JR鯖江駅東口)	南側および北側から入ろうとするとき、標示の区分に従い通行すること。 西側から入ろうとするとき、標示の区分に従い通行すること。	車両
市道			

を

32 一般国道8号	柳町3丁目5番32号先 (JR鯖江駅東口)	南側および北側から入ろうとするとき、標示の区分に従い通行すること。 東側および西側から入ろうとするとき、標示の区分に従い通行すること。	車両
市道			

に

改める。

別表第23(1)「進行方向別通行区分を指定する場所」 越前警察署の表中

3 一般国道8号	高木町12字13番1先 (サンポートム南)	南側および北側から入ろうとするとき、標示の区分に	車両
----------	--------------------------	--------------------------	----

市道	従い通行すること。 西側から入ろうとするとき、標示の区分に従い通行すること。
----	---

を

3 一般国道8号	高木町第26号24番地の1先 (サンポートム南)	南側および北側から入ろうとするとき、標示の区分に従い通行すること。 東側および西側から入ろうとするとき、標示の区分に従い通行すること。	車両
市道			

に、

5 一般国道8号	稲寄町第27号7番地の1先 (稲寄)	南側および北側から入ろうとするとき、標示の区分に従い通行すること。 東側から入ろうとするとき、標示の区分に従い通行すること。	車両
市道			

を

5 一般国道8号	稲寄町第27号7番地の1先 (稲寄)	南側および北側から入ろうとするとき、標示の区分に従い通行すること。 東側および西側から入ろうとするとき、標示の区分に従い通行すること。	車両
市道			

に、

47	県道(石田家久停車場線)	家久町第88号17番地7先 (家久大橋南詰)	南側および北側から入ろうとするとき、標示の区分に従い通行すること。	車両
----	--------------	---------------------------	-----------------------------------	----

を

47	県道(石田家久停車場線)	家久町第88号17番地7先 (家久大橋南詰)	南側から入ろうとするとき、標示の区分に従い通行すること。	車両
----	--------------	---------------------------	------------------------------	----

に

改め、同表に次のように加える。

48	一般国道8号(側道)	行松町11号3番地の2先 (行松)	東側および西側から入ろうとするとき、標示の区分に従い通行すること。	車両
	一般国道365号		南側および北側から入ろうとするとき、標示の区分に従い通行すること。	

別表第27(2)「車両通行帯(交差点付近等)を設ける区間」福井警察署の表中

2	一般国道8号	丸山1丁目103番地先	南方約40メートルまでの北進車線	3	終日
		丸山交差点から	北方約40メートルまでの南進車線		
	県道(福井停車場米松線)		西方約40メートルまでの東進車線	2	

を

2	一般国道8号	丸山1丁目103番地先	南方約40メートルまでの北進車線	3	終日
		丸山交差点から	北方約40メートルまでの南進車線		
	県道(福井停車場米松線)		西方約30メートルまでの東進車線	2	
	市道		東方約30メートルまでの西進車線		

改める。

18	一般国道8号	末広町第15号13番地の1先 末広第2交差点から	南西方約30メートルまでの北東進車線	3	終日
			北東方約30メートルまでの南西進車線		
	県道(鯖江浅水線)		南東方約30メートルまでの北西進車線	2	

を

18	一般国道8号	末広町第8号5番地先 末広第2交差点から	南西方約35メートルまでの北東進車線	3	終日
			北東方約35メートルまでの南西進車線		
	県道(鯖江浅水線)		南東方約25メートルまでの北西進車線	2	
			北西方約30メートルまでの南東進車線		

に

改め、同表に次のように加える。

104	その他の道路(運動公園外周道路)	若杉3丁目908番地先 運動公園正面入口交差点から	西方約30メートルまでの東進車線	2	終日
-----	------------------	------------------------------	------------------	---	----

別表第27(2)「車両通行帯(交差点付近等)を設ける区間」大野警察署の表中

2	一般国道158号(パハ)	犬山第7号2番地4先	西方約30メートルまでの東進車線	2	終日
	イハバス	犬山交差点から			

を

2	一般国道158号	犬山第7号2番地4先	南方約30メートルまでの北進車線	3	終日
		犬山交差点から	北方約45メートルまでの南進車線		
	一般国道158号(パハ)		西方約50メートルまでの東進車線	2	
	イハバス		東方約30メートルまでの西進車線		

に

改め、同表に次のように加える。

35	一般国道476号	亀山232号2番地先	西方約30メートルまでの東進車線	2	終日
		戊山橋東詰交差点から			

別表第27(2)「車両通行帯(交差点付近等)を設ける区間」鯖江警察署の表中

32	一般国道8号	柳町3丁目5番32号先	南方約40メートルまでの北進車線	3	終日
		丁R鯖江駅東口交差点から			

		北方約40メートルまでの南進車線	
市道		西方約30メートルまでの東進車線	2

を

32	一般国道8号	柳町3丁目5番32号先 J R 鯖江駅東口交差点から	南方約40メートルまでの北進車線	3	終日
			北方約40メートルまでの南進車線		
	市道		西方約30メートルまでの東進車線	2	
			東方約30メートルまでの西進車線		

に

改める。

別表第27(2)「車両通行帯(交差点付近等)を設ける区間」越前警察署の表中

3	一般国道8号	高木町12字13番1先 サンポー△南交差点から	南方約40メートルまでの北進車線	3	終日
			北方約40メートルまでの南進車線		
	市道		西方約30メートルまでの東進車線	2	

を

3	一般国道8号	高木町第26号24番地の1先 サンポー△南交差点から	南方約40メートルまでの北進車線	3	終日
			北方約40メートルまでの南進車線		
	市道		西方約30メートルまでの東進車線	2	
			東方約30メートルまでの西進車線		

に、

5	一般国道8号	稲寄町第27号7番地の1先 稲寄交差点から	南方約40メートルまでの北進車線	3	終日
			北方約40メートルまでの南進車線		
	市道		東方約20メートルまでの西進車線	2	

を

		北方約40メートルまでの南進車線	
市道		東方約20メートルまでの西進車線	2
		西方約20メートルまでの東進車線	

に、

47	県道(石田家久停車場線)	家久町第88号17番地7先 家久大橋南詰交差点から	南方約30メートルまでの北進車線	2	終日
			北方約30メートルまでの南進車線		

を

47	県道(石田家久停車場線)	家久町第88号17番地7先 家久大橋南詰交差点から	南方約30メートルまでの北進車線	2	終日
----	--------------	------------------------------	------------------	---	----

に

改め、同表に次のように加える。

48	一般国道8号(側道)	行松町11号3番地の2先 行松交差点から	東方約15メートルまでの西進車線	2	終日
			西方約15メートルまでの東進車線		
	一般国道365号		南方約30メートルまでの北進車線		
			北方約30メートルまでの南進車線		

別表第29「自転車横断帯設置場所」福井警察署の表中

57	市道	稲津町第83号1番地先(足羽第一中学校前)	単路	1
----	----	-----------------------	----	---

を

57	削除			
----	----	--	--	--

に

改める。

平成三十年七月十二日印
平成三十年七月十二日發

刷行

發行人
印刷人

〒九一〇―八五八〇
〒九一〇―〇八五八

福井県福井市大手三丁目十七番一號
福井県福井市手寄一丁目十五―二十七

福井県
株式会社印刷所

☎三三三二番